

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年10月1日～令和6年12月31日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
1	デジタル推進課	R6.6.1	令和6年度情報系システム設備等機器セットアップ	情報系システム設備等機器セットアップ業務	当該事業者は、本市情報系ネットワークの構築事業者であり、貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築した上で、情報系システム設備等機器をセットアップすることができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,293,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	デジタル推進課	R6.6.1	令和6年度情報系システム設備等機器展開	情報系システム設備等機器展開	本業務は、設置する端末機器に対して、ネットワークへの接続、プリンタ機器等の設定及び動作検証を行うものである。 当該事業者は、本市情報系ネットワークの構築事業者であり、本市のネットワークやシステムの仕様の設定について内容を熟知しており、本業務を迅速かつ的確に対応できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,436,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	デジタル推進課	R6.7.1	令和6年度基幹系システム標準化対応委託契約	基幹系システム標準化対応委託業務	本業務は、現行システムを国が定める標準化システムへのシフトや、ガバメントクラウドへのリフトと運用を開始するための環境構築等を行うものであり、現行システムを熟知している必要がある。情報提供依頼（RFI）により、標準化システムへの移行業務を実施可能と回答した事業者は、現行システムのプログラム構築事業者である当該事業者のみであり、本業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 47,437,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	デジタル推進課	R6.12.12	令和6年度基幹系システム設備等機器セットアップ（サーバ関連）	基幹系システム設備等機器セットアップ（サーバ関連）業務	当該事業者は、本市基幹系システム及びネットワークの構築事業者であり、貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を各基幹系サーバに設定できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,310,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年10月1日～令和6年12月31日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
5	デジタル推進課	R6.12.12	令和6年度基幹系システム設備等機器セットアップ	基幹系システム設備等機器セットアップ業務	令和8年1月から標準化システムの運用開始を予定しており、現行の基幹系システムと標準化システムの両方を利用できるようセットアップする必要がある。当該事業者は、現行の基幹系システムの構築事業者かつ標準化システムの構築事業者であるため、貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築した上で、基幹系システム設備等機器をセットアップすることができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,970,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	デジタル推進課	R6.12.12	令和6年度基幹系システム設備等機器再セットアップ	基幹系システム設備等機器再セットアップ業務	現在基幹系業務で使用している機器を令和8年1月からの標準化システム移行後も使用するには、対応するOSへのバージョンアップ作業等の再セットアップが必要である。当該事業者は、現行の基幹系システムの構築事業者かつ標準化システムの構築事業者であるため、貝塚市仕様の設定について内容を熟知しており、それらの環境や設定を構築した上で、基幹系システム設備等機器を再セットアップすることができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 2,970,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	高齢介護課	R6.10.1	介護保険システム等電子計算処理業務委託契約	介護保険制度の給付業務に関する印刷・封入等についての業務	基幹系システムを使用する業務であり、システム構築業者以外では処理ができないため	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 855,580	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	健康推進課	R6.10.1	高齢者インフルエンザ予防接種業務委託契約	高齢者インフルエンザ予防接種の実施	本業務は予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項に基づく予防接種を委託するもので、接種対象者に広く予防接種の機会を提供し、適正かつ円滑な予防接種を実施できる機関は2団体をおいてないため。	一般社団法人 貝塚市医師会 市立貝塚病院	単価契約 予定価格 ¥54,906,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年10月1日～令和6年12月31日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
9	健康推進課	R6. 10. 1	高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託契約	高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種の実施	本業務は予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項に基づく予防接種を委託するもので、接種対象者に広く予防接種の機会を提供し、適正かつ円滑な予防接種を実施できる機関は他にないため。	一般社団法人 貝塚市医師会	単価契約 予定価格 ¥156,370,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	健康推進課	R6. 10. 1	電子計算処理業務委託契約	電子計算処理データ穿孔業務	当該事業者は健康管理システムの構築事業者であり、当該システムに予防接種のデータ穿孔業務を実施できる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	予定価格 ¥580,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	子ども相談課	R6. 12. 5	障害者自立支援給付審査支払等システム改修事業業務	就学前障害児発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化、同一世帯に複数の障害児が居る世帯における負担上限額のオンライン管理化へのシステム改修業務	当該事業者は障害者自立支援給付審査支払等システムの構築事業者であり、当該システムの改修ができる唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥ 3,410,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	選挙管理委員会事務局	R6. 10. 10	選挙システム保守・立会等サポート委託契約	令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙における選挙システム保守・立会等サポート委託業務	当該事業者は、本市の住民情報基幹系システム及び期日前投票システムを構築した事業者であり、当日投票所用選挙システムとの連携及び維持管理を行える唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥880,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
13	選挙管理委員会事務局	R6. 10. 10	電子計算処理業務委託契約	令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙における電子計算処理委託業務	当該事業者は、本市の住民情報基幹系システム及び期日前投票システムを構築した事業者であり、電算処理業務の遂行にあたり同システムとの連携が不可欠であり、維持管理を行える唯一の事業者であるため。	株式会社南大阪電子計算センター	¥1,360,298	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年10月1日～令和6年12月31日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約

②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの

※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
14	選挙管理委員会事務局	R6. 10. 3	ポスター掲示場設置等業務委託契約	令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場設置等業務委託	当該事業者は、衆議院議員総選挙について、公示日が10月15日となり、市内212箇所のポスター掲示場設置委託業務について、急がなければ契約する機会を失うため。	株式会社田中政組	¥2, 994, 200	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
15	選挙管理委員会事務局	R6. 10. 3	期日前投票所事務従事者派遣業務委託契約	令和6年10月27日執行 第50回衆議院議員総選挙における期日前投票所事務従事者派遣業務委託	当該事業者は、衆議院議員総選挙について、公示日が10月15日となり、期日前投票所事務従事者派遣委託業務について、急がなければ契約する機会を失う恐れがあるため。	株式会社ビッグウェーブ	単価契約 ¥1, 980円	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
16	都市計画課	R6. 11. 28	J R 和泉橋本駅山側地区埋蔵文化財分布調査に伴う支援業務委託	土地区画整理事業の実現に向けて、令和7年度に埋蔵文化財試掘調査を行う必要があり、事前準備として現地踏査等による遺跡の分布状況の確認や必要な試掘調査箇所を選定するための埋蔵文化財分布調査の支援業務	当該法人は準備組合設立のために地権者との個人面談を実施しており、地権者の状況を詳細に把握していることから短い調査可能期間内に地元調整や地権者の情報収集を行うことができる唯一の法人であるため。	公益財団法人大阪府都市整備推進センター	¥ 790, 900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17	水道管理課	R6. 10. 17	貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務その2	貝塚市上水道施設管理システムデータ補正業務その2	貝塚市上水道施設管理システムに係るデータ補正業務であり、同システムを構築したフジ地中情報株式会社でなければライセンス管理上難しいもので、かつ、不具合に対応できる唯一の事業者であるため。	フジ地中情報株式会社 大阪支店	¥ 2, 997, 500	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

委託契約における随意契約理由の公表（令和6年10月1日～令和6年12月31日契約締結分）

①②を満たす契約について随意契約理由を公表しています。記載内容に関する詳細等については、各発注担当課にお問い合わせください。

- ①契約金額(消費税込)が50万円以上の測量・建設コンサルタント及び役務提供に関する随意契約
②随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号若しくは第6号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号若しくは第6号に該当するもの
※貝塚市病院事業が発注するもので、医療関係の特殊な契約は除きます。※プロポーザル方式による業者選定による契約は含みません。

	発注担当課	契約日	件名	業務の概要	契約の相手方を選定した理由	契約の相手方（商号）	契約金額(消費税込)円	適用条項
18	学校教育課	R6.12.18	心臓検診業務委託契約	小・中学校第1学年全員、義務教育学校第1・第7学年全員及び「前年度経過観察者」に対する心電図検査及び解析業務	当業務については、年度の初めから6月末までの間に、検診機器を市内全学校に持参し、集団受検方式により実施しなければならない。また、性質上一次検診、二次検診及び判読まで一貫して実施する必要がある。 当該事業者は、本市において期限内に上記業務を遂行できる唯一の事業者であるため。	医療法人 厚生会	¥ 2,161,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号